

岩手県告示第300号

地方独立行政法人法施行細則（平成17年岩手県規則第1号）第9条第1項の規定により、次のとおり公立大学法人岩手県立大学の資産を特定する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

建物附属設備

名 称	所在地	規 格	数 量	取得予定年月日
宮古短期大学部冷暖房設備	岩手県宮古市河南一丁目5番1号	公立大学法人岩手県立大学に備えておく仕様書に記載のとおり。	一式	平成28年3月31日